

農地法関連資料

「田」や「畑」等を、今後農地として利用する目的で取得する場合は、農地法第3条により、農業委員会の許可を受ける必要があります。

* 許可要件の1つに、「耕作する農地等の面積が一定規模以上あること。」と定められています。例えば、豊山町の農地を取得する場合は2,000㎡(20a、約2反)以上の農地を耕作(借地でも可)している必要があるため、以下の例を参考としていただきますようお願いいたします。

なお、必要な面積は市町村ごとに異なりますので、詳細は個別にお尋ねください。

◇具体例

Aさんは豊山町内で3,000㎡、町外で1,000㎡の合計4,000㎡の農地を耕作している。今回、豊山町内の耕作地の内、2,500㎡が県の防災拠点計画範囲内となり、耕作ができなくなった結果、耕作面積が豊山町内の500㎡、豊山町外の1,000㎡の合計1,500㎡となってしまった。

これでは面積が少ないので耕作ができる農地を新たに買いたいと考えているが、農地を買うには「耕作する農地等の面積が一定規模以上あること。」と聞いている。

豊山町内の農地を買いたい場合、どれだけの大きさの農地であれば、「一定規模以上ある」とみなされるか。

⇒豊山町の場合、「農業に供すべき農地等の面積」は2,000㎡以上とされています。そのため、この場合は500㎡以上の農地であれば「一定規模以上ある」とみなされます。

耕作面積(豊山町内)		耕作面積 (豊山町外)	県買取り後の 合計耕作面積	要件を満たすために 必要な農地取得面積
計画範囲内	計画範囲外			
2,500㎡	500㎡	1,000㎡	1,500㎡	500㎡

参考：豊山町農業委員会 HP より

農地等の所有権、賃借権、その他の使用収益権(地上権、永小作権、使用賃借による権利等)を設定し、または移転する時は、当事者は、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可を受けるには、農地等の権利取得後に農業に供すべき農地等の面積が一定規模以上必要になります。この下限面積は毎年、利用状況調査の結果等を踏まえ修正の必要性を検討し、農業委員会総会等で決定の上、公表することとなっています。豊山町農業委員会は、令和3年2月26日開催の農業委員会総会において、営農状況や遊休農地率等に大きな変化がないため、修正の必要性はないと判断しました。従いまして、豊山町の下限面積は20a(2反)となっています。

愛知県防災危機管理課防災拠点推進室
052-954-7478(橋爪・長谷川・菊本)
豊山町産業建設部防災拠点推進室
0568-28-2463